

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【公開番号】特開2008-288960(P2008-288960A)

【公開日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2007-132877(P2007-132877)

【国際特許分類】

H 04 R 1/10 (2006.01)

H 04 M 1/11 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

A 45 C 13/30 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/10 104 C

H 04 M 1/11 Z

H 04 M 1/02 C

A 45 C 13/30 N

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月24日(2009.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コードを巻取るリールを有し、該リールの回転によって電子機器または電子部品に接続された前記コードを筐体の口部から引出すとともに、前記口部を通して巻取るようにした巻取り部と、

前記巻取り部の口部の近傍に設けられた係合部と、

前記コードに取付けられており、前記口部の係合部と係合および解除可能な連結部材と

を備える吊下げ装置。

【請求項2】

前記コードは、先端にプラグを有し、前記プラグを介して前記電子機器または電子部品に接続される

請求項1記載の吊下げ装置。

【請求項3】

前記連結部材に取り付けられる吊下げ紐と、

をさらに有する請求項1に記載の吊下げ装置。

【請求項4】

前記プラグの内部に、マイクロホンを有する

請求項2に記載の吊下げ装置。

【請求項5】

前記プラグには、操作釦が取り付けられる

請求項2に記載の吊下げ装置。

【請求項6】

前記巻取り部は、前記コードの引出し長さが0~0.6mの範囲内である

請求項 1 に記載の吊下げ装置。

【請求項 7】

前記リールはロック手段を有し、該ロック手段によってリールのロックが行なわれると前記コードの巻取りができなくなり、ロック状態において前記コードを引出すと前記ロック手段によるロックが解除される

請求項 1 に記載の吊下げ装置。

【請求項 8】

前記コードに接続され、前記プラグと前記巻取り部との間の所定の位置に配置される第2の巻取り部と、

をさらに有し、

前記第2の巻取り部は、前記コードの余分な長さの部分を巻き取る

請求項 2 に記載の吊下げ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本願の主要な発明は、コードを巻取るリールを有し、該リールの回転によって電子機器または電子部品に接続された前記コードを筐体の口部から引出すとともに、前記口部を通して巻取るようにした巻取り部と、

前記巻取り部の口部の近傍に設けられた係合部と、

前記コードに取付けられており、前記口部の係合部と係合および解除可能な連結部材と

を備える吊下げ装置に関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

ここで、前記コードは、先端にプラグを有し、前記プラグを介して前記電子機器または電子部品に接続されてよい。また前記連結部材に取り付けられる吊下げ紐と、をさらに有してよい。また前記プラグの内部に、マイクロホンを有してよい。また前記プラグには、操作鈎が取り付けられてよい。また前記巻取り部は、前記コードの引出し長さが0~0.6mの範囲内であってよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

またここで、前記リールはロック手段を有し、該ロック手段によってリールのロックが行なわれると前記コードの巻取りができなくなり、ロック状態において前記コードを引出すと前記ロック手段によるロックが解除されるようにしてよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本願の別の主要な発明は、前記コードに接続され、前記プラグと前記巻取り部との間の所定の位置に配置される第2の巻取り部と、

をさらに有し、

前記第2の巻取り部は、前記コードの余分な長さの部分を巻き取るようにしてよい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本願の主要な発明は、コードを巻取るリールを有し、該リールの回転によって電子機器または電子部品に接続された前記コードを筐体の口部から引出すとともに、前記口部を通して巻取るようにした巻取り部と、前記巻取り部の口部の近傍に設けられた係合部と、前記コードに取付けられており、前記口部の係合部と係合および解除可能な連結部材と、を備えるようにしたものである。